
第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

第2節 計画の進行管理

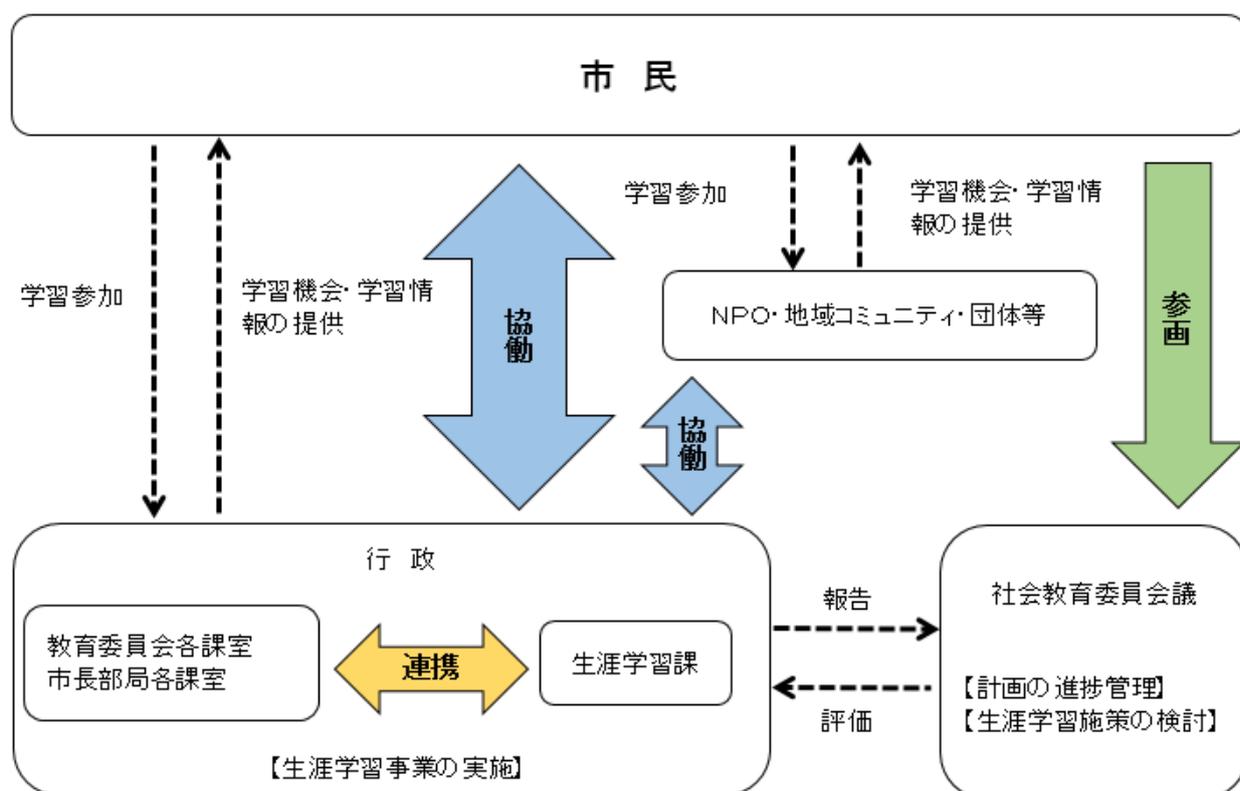
第4章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

(1) 市民や地域、関係団体等との連携・協働

生涯学習は、広範な領域にわたり、多様な学習活動が求められることから、学校、家庭、地域、関係機関及び団体、NPO、企業等と連携・協働による計画の推進に取り組みます。

また、生涯学習を地域におけるまちづくりの重要な要素として位置付け、各種活動などにおいてNPO、地域コミュニティ、団体等と十分に連携を図り、着実な計画の実行に努めます。



(2) 計画の周知及び生涯学習の普及・啓発

生涯学習の意義について広く市民の理解や関心が深まり、学習活動のきっかけづくりと生涯学習の施策を効果的に推進していくため、本計画について行政内部をはじめ、様々な媒体を通じて市民や関係団体などに周知し、計画や生涯学習の重要性の啓発に努めます。

第2節 計画の進行管理

(1) 実施計画の策定

本計画がより実効性のあるものとするため、基本構想、基本計画に基づき、毎年具体的な施策を展開するための実施計画を策定します。

実施計画の策定にあたっては、基本計画の計画期間である5か年の行程表を踏まえた上での単年度計画とします。

(2) 生涯学習推進計画の点検及び評価

1. 地域を創る生涯学習推進会議

生涯学習が行政の幅広い分野に関連し、教育委員会のみならず市長部局の各部署の施策の中でも展開されていることから、それらを効果的に推進するためには、行政内部の連携を密にすることが不可欠です。また、計画をより効果的に推進するためには、これらの事業の見直しや整理を行いながら総合的な調整・推進を図ることも必要です。

庁内に設置している生涯学習推進会議がその役割を担っていますが、現在の組織体制を第2次推進計画の策定に合わせて見直しを図るとともに、生涯学習関連事業を実施している庁内各部署との連携が行われるよう事務局機能の強化と生涯学習のより一層の推進に努めます。

2. 社会教育委員会

本計画に基づき、今後具体的な施策を展開するためには、計画が目指す基本理念や基本目標に沿って的確に行われているかどうかを、行政内部における自己評価に対して生涯学習の主人公である市民からの目線で点検・評価することが重要です。

そうしたことから、本市においては、田辺市社会教育委員設置条例（平成17年条例第187号）及び田辺市社会教育委員会規則（平成17年教育委員会規則第19号）に基づいて設置している社会教育委員の会議を市民からの目線で、計画の推進・進捗状況を点検・評価する組織として位置付け、点検・評価を実施しており、今後も引き続き行います。

3. PDCAサイクルによる進行管理

計画に掲げる施策の実施状況を取りまとめ、分析を行い、事業の継続または見直しを行うPDCAサイクルを実施していきます。

